

第 3 3 回

千葉県屋外広告物審議会

議 事 録

日時 平成21年3月18日(水)
午後2時~

場所 千葉県自治会館 9階第3会議室

第33回千葉県屋外広告物審議会議事録

- 1 開催日時 平成21年3月18日(水) 14:00から
- 2 開催場所 千葉県自治会館9階第3会議室
- 3 出席者

(1) 審議会委員 7名(委員総数9名)

氏名	摘要
北原 理雄	千葉大学教授(大学院工学研究科)
篠原 聡子	日本女子大学准教授(家政学部)
橋本 都子	千葉工業大学教授(工学部)
指旗 和子	千葉県消費者団体連絡協議会(書記)
前田 陽一	関東地方整備局(千葉国道事務所長) 代理出席 斉藤
坂口 富康	千葉県警察本部(生活安全部長) 代理出席 安藤
岩木 健一	千葉県屋外広告美術協同組合(副理事長)

(2) 事務局出席者

【県土整備部】

嶋崎まちづくり担当部長

(公園緑地課)

高澤公園緑地課長、岡本副技監(兼)景観づくり推進室長、渡辺副課長、勝副課長、仁多副主幹、深山主査

(3) 傍聴者 なし

4 議事の内容

- (1) 成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の規制誘導方策について(中間報告)
- (2) 千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定告示の規定の整備について(報告)

5 議事の経過及び結果

別紙のとおり

第 3 3 回 千葉県屋外広告物審議会 会 議 次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 あいさつ

4 事務局職員紹介

5 協議事項

(1) 定足数報告

(2) 会長選任

(3) 議事録署名人指名

(4) 会議の非公開について

6 議 事

(1) 成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の規制誘導方策について(中間報告)

(2) 千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定告示の規定の整備について(報告)

7 その他

8 閉 会

【別 紙】

議事の経過及び結果

発言者	内容
事務局	<p>ただ今から、第33回「千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。はじめに、お手元の配布資料の確認をさせていただきたいと存じます。</p> <p>本日、委員の皆様へ配付させていただいております 資料は、「会議資料一覧」に記載のとおりでございます。</p> <p>まず会議次第、委員名簿、会議席次表でございます。</p> <p>(資料1)として「成田新高速鉄道沿線の屋外広告物規制誘導方策の(案)」、(資料2)として「禁止地域等の指定告示の規定の整備について」、また参考資料として審議会運営要綱、審議会に係る非公開案件の基準、審議会傍聴要領、屋外広告物のしおり、千葉県屋外広告物条例及び施行規則、左上に参考と書いてある資料は成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の現況資料でございます。次に、成田新高速鉄道のパンフレット、北千葉道路のパンフレットです。最後に封筒の外に(株)電通東日本千葉支社長である鴨藤委員からコメントとして1枚の資料をお配りさせていただいております。</p> <p>以上でございます。資料は全てお揃いでしょうか？</p> <p>それでは、まず、委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと存じます。</p> <p>お手元にお配りしております「委員名簿」の順に、ご紹介させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたらご起立くださいますようお願いいたします。</p>

発言者	内容
事務局	<p>千葉大学 大学院工学研究科教授 北原理雄 様、日本女子大学 家政学部准教授 篠原聡子 様、千葉工業大学 工学部教授 橋本都子 様、千葉県消費者団体連絡協議会 指旗和子 様、東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社長 梅原康義 様におかれましては、所用により本日欠席なっております。</p> <p>関東地方整備局 千葉国道事務所長 前田陽一 様におかれましては、所用により本日は、千葉国道事務所副所長の齊藤 厚 様が代理として出席なされております。</p> <p>千葉県警察本部生活安全部長 坂口富康 様におかれましては、所用により本日は、生活経済課長の安達泉己 様が代理として出席なされております。</p> <p>株式会社 電通東日本 千葉支社長 鴨藤和彦 様におかれましては、所用により本日欠席なしております。</p> <p>千葉県屋外広告美術協同組合 副理事長 岩木健一 様</p> <p>以上の皆様でございます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>ここで、会議の開催にあたりまして、嶋崎まちづくり担当部長から、ごあいさつを申し上げます。</p>
嶋崎まちづくり担当部長	<p>第33回千葉県屋外広告物審議会の開催に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、日頃より千葉県行政の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。</p>

発言者	内容
嶋崎まち づくり担 当部長	<p>また、本日は、年度末の御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>千葉県では、昨年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行しまして、県民、事業者、市町村、県など全ての人たちが連携・協働いたしまして貴重な地域の財産であります良好な景観を守り、育てていくという理念のもとに、景観行政の推進に取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、本日御審議いただきます屋外広告物についても、良好な景観の形成を法の目的の一つとしているところでありまして、引き続き景観行政と連携のもと屋外広告物行政の推進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>本日は、現在、整備が進められております、東京と成田空港とを結ぶ成田新高速鉄道沿線に広がります印旛沼周辺の風光明媚な自然景観などを損なうことなく、周辺の景観と調和した屋外広告物の掲出についての規制誘導方策の検討状況を中間報告させていただきまして、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております。</p> <p>心の豊かさが求められ、人々の景観への関心も高まってまいりました。屋外広告物はまちの情報源としての役割を担うと同時に、良好な市街地景観を形成する上で重要な要素として、これまで以上に注目されていくものと考えております。</p>

発言者	内容
嶋崎まち づくり担 当部長	<p>今後とも、県民や業界団体の方々とも連携いたしまして美しい街並みづくりと情報提供との調和のために努力してまいりたいと考えております。</p> <p>どうぞ、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上整いませんが、ご挨拶といたします。</p>
事務局	<p>続きまして、当審議会の事務局であります県側の職員を御紹介いたします。</p> <p>県土整備部 嶋崎まちづくり担当部長でございます。</p> <p>公園緑地課 高澤課長 でございます。</p> <p>岡本副技監（兼）景観づくり推進室長でございます。</p> <p>勝 副課長でございます。</p> <p>申し遅れましたが、本日の司会を務めさせていただいております私は、同じく公園緑地課副課長の渡辺と申します。</p> <p>以上、事務局職員でございますので、よろしく願いたいします。</p> <p>では、会議次第に沿いまして、「5 協議事項」に移らせていただきます。</p> <p>千葉県行政組織条例第32条第1項の規定によりまして、審議会の会議については、会長が会議の議長になる旨が定められており、本来ですと、ここからは会長が議長となり運営することとなっております。</p> <p>しかし、今回は現在委員を委嘱後、初めての会議の開催ということで、会長が決まっておられませんので、会長の決定まで、事務局の方で進めさせていただきたいと存じますが・・・</p> <p>よろしいでしょうか？</p>

発言者	内容
事務局	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず、事務局より、定足数の御報告をさせていただきます。</p> <p>千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により 審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない」こととされておりまして。</p> <p>本日、委員総数9名のうち、梅原委員、鴨藤委員の2名の方につきましては所用で欠席されておりますが、出席委員数は半数を超える7名の方が出席なされておりますので、本日の会議は、成立しておりますことを御報告させていただきます。</p> <p>続きまして、「会長の選任」に移らせていただきます。</p> <p>千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により「会長は、委員の互選によってこれを定める。」こととされておりまして。</p> <p>そこで、会長の選任につきまして、いかがするか委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>(いかがでございましょうか。)</p>
岩木委員	<p>北原委員が適任です。</p>
事務局	<p>ただ今、北原委員に会長をお願いしたいとの御発言がございましたが、他の委員の皆様いかがでしょうか？</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

発言者	内容
事務局	<p>それでは、御異議がないようですので、北原理雄委員を当審議会の会長に選任させていただきます。</p> <p>では、この後の運営につきましては、北原会長にお願いすることといたします。</p> <p>御協力、ありがとうございました。</p> <p>北原会長におかれましては、会長席にお移りいただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、北原会長、よろしく願いいたします。</p>
北原会長	<p>御指名いただきました北原です。僭越でございますが、千葉県屋外広告物審議会の会長を、お受けさせていただきます。</p> <p>今日の会議次第を拝見いたしますと成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の規制誘導方策についての中間報告となっておりますが、日本の世界に開かれた玄関口から都心へ今までと異なる全く新しいルートができるわけですが、その沿道印旛沼を渡っていくという大変風光明媚な景観を持った沿線となっております。</p> <p>そこで世界からお迎えしたお客様をどのように景観を楽しんでいただきながら日本の情報もまた的確にお伝えしていくのかというある意味大変重要で難しい議案が今回からおそらく今後1, 2回かけて議論することになると思います。</p> <p>大変不慣れではありますが、委員の皆様のお力添えを得ながら全国だけでなく全世界に誇れるような景観をつくっていくための広告物のあり方を定めていくことができれば幸いであると思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

発言者	内容
北原会長	<p>続きまして協議事項(3)「議事録署名人の指名」に移らせていただきます。</p> <p>この議事録署名人につきましては、運営要綱第5条にて、会長が2名を指名することとなっています。</p> <p>こちらの方から一方的にお願いということになりますが、今回は篠原委員と岩木委員の2名にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
篠原委員	了解しました。
岩木委員	了解しました。
北原会長	<p>では、協議事項(4)の「会議の非公開について」について協議したいと思います。</p> <p>今回は事務局いかがですか？</p>
事務局	事務局で本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたところでは、非公開事由に該当する部分はございませんでした。
北原会長	<p>非公開とする部分はなさそうですね・・・</p> <p>全て公開とするということで、他の委員の皆さんいかがですか？</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>では、本日の会議の内容は全て、公開とさせていただきます。</p> <p>本日、傍聴を希望する方、取材希望の報道機関の方はいらっしゃいますか。</p>
事務局	いらっしゃいません。
北原会長	では、早速ですが議事に移らせていただきます。

発言者	内容
北原会長	<p>本日の会議の進め方ですが、会議次第の順に、議事として2件ございますがそれぞれ議題毎に事務局に説明をしてもらい、これに対して質疑や意見を述べていく、ということで進めてまいりたいと考えておりますが・・・いかがでしょうか？</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>議題(1)「成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の規制誘導方策について(中間報告)」ということで事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>本題に入る前に屋外広告物の制限についての枠組みを簡単に説明します。屋外広告物法は景観の維持と公衆の安全を目的として、広告物の設置に一定の制限を加えるものですが、具体的な制限区域や許可基準等は、都道府県等の条例で定めています。</p> <p>千葉県では、県条例により一定の基準を超える広告物を設置する場合には許可を必要としています。政令市、中核市の千葉、船橋、柏の3市は、それぞれが独自に条例を定めているため、県条例の適用区域からは除かれます。</p> <p>なお、許可事務は各市町村に権限移譲しています。</p> <p>県条例に基づく制限及び許可基準等について説明します。</p> <p>「屋外広告物のしおり」3ページをご覧ください。</p> <p>県内は、上段「許可地域」と下段の「禁止地域」及び「いずれでもない地域」に分けられます。都市計画法による都市計画区域内を許可地域に指定しており、そのうち、住環境の保全等が必要な低層住宅地や公園等について、より制限の厳しい禁止地域としています。</p>

発言者	内容
事務局	<p>都市計画の定められていない地域は、許可・禁止の指定をしていませんので、原則として許可を受ける必要はありません。</p> <p>また、幹線道路や鉄道沿いでは、都市計画の有無にかかわらず、景観保全等から必要な区間について禁止地域や許可地域を指定しています。</p> <p>許可地域と禁止地域の制限の大きな違いを申しますと、許可地域では許される第三者の土地を借りて設置する野立広告が禁止地域ではできなくなること、自分の敷地や建物に設置する自家用広告物や道端に立つ道標 - 案内看板 -などを設置する際の看板の大きさや高さが、面積30㎡、高さ15mまで許されるものが、自家用広告物では、3㎡、7m、道標では、2㎡、3mまで小さくなることです。</p> <p>それでは、規制誘導方策の検討状況について報告します。</p> <p>まず、鉄道や道路の計画ですが。パンフレットをご覧ください。</p> <p>成田新高速鉄道は、東京と成田空港のアクセス強化のため、千葉NTまで来ている北総鉄道を空港まで延ばすもので、平成22年度の開業を予定して工事が進んでいます。構造はほとんどの区間が高架構造です。開通後は、東京空港間が最速36分で結ばれることとなります。</p> <p>また、鉄道に並行する北千葉道路は成田空港へのアクセス強化等のため整備を進めているもので、成田市内の国道408号を境に西側は国が、東側は県が事業を進めています。</p> <p>構造は、印旛沼を越えるまでは高架構造ですが、それから先は盛土区間も多くなります。</p>

発言者	内容
事務局	<p data-bbox="391 365 1362 600">次に、沿線の状況ですが、写真でもお分かりのように、千葉NTから成田NTのあたりまでは、印旛沼とその周辺には田園が広がり、遠くには筑波山も望める地域で、印旛沼周辺は印旛手賀自然公園区域に指定されています。</p> <p data-bbox="391 629 1362 797">それより空港方は里山と谷津田が入り組んだ地形が連続しています。土屋地区等はすでに商業地として賑わいのある市街地が形成されています。</p> <p data-bbox="391 826 1362 994">鉄道は土屋地区から既設線に合流し、トンネルや掘割の区間も増えて、空港の手前からは地下にもぐります。北千葉道路は途中から新空港道の方へ南下して行きます。</p> <p data-bbox="391 1023 1362 1384">この区域の現在の広告物の規制状況は、緑色の第1種低層住居専用地域と自然公園特別地域の印旛沼水面の区域が面的に、また、東関道、新空港道沿道及び空港の周囲が幅500m、国道295号と県道成田安食線BP沿道が幅100m及び甚兵衛大橋付近の国道464号の沼側の区域に禁止地域を指定しており、それ以外は許可地域となっています。</p> <p data-bbox="391 1413 1362 1518">これまで、印旛沼や空港を意識して規制してきたことがお分かりかと思います。</p> <p data-bbox="391 1547 1362 1653">沿線の広告物の立地状況ですが、昨年の夏に現地調査を行い主なものを集計しました。参考資料をご覧ください。</p> <p data-bbox="391 1682 1362 1787">鉄道の両側500mずつの区域にある広告物は、主なものだけで294ありました。</p>

発言者	内容
事務局	<p>位置は添付図のとおりですが、その大半は商業施設が多く立地する成田市の土屋地区、美郷台地区にあります。 - 3枚目の土屋周辺の図面です。</p> <p>調整区域内では幹線道路沿いの立地がほとんどですが、印旛沼周辺の集落には一団で立地しています。 - 1枚目の図面です。</p> <p>なお、全域を禁止地域とした場合の影響を検討するため、非常にラフですが、その場合に不適格となりそうなものを抽出した結果を表に記しています。また、図面では不適格になりそうなものを赤丸で表示しています。</p> <p>それでは、具体的な規制誘導方策の検討状況について報告します。 資料 1 をご覧ください。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、鉄道沿線は田園と里山の広がる美しい地域であり、また、来日した方々が最初に目にする日本の風景で、いわば日本の第1印象ともなる地域です。</p> <p>鉄道や道路の整備により、これまで以上に広告物の立地が見込まれることから、地元、成田市、印旛村とともに、周辺景観と調和を図るための広告物の誘導方策を検討し、案としてまとめたものです。</p> <p>案の内容は千葉NTの境から空港まで約19kmの区間について、鉄道から片側500m以内のうち市街化調整区域で、かつ、鉄道から展望できる区域を禁止地域に指定し、広告物の総量が少なく、大きさが小さくなるようにしたいと考えています。</p>

発言者	内容
事務局	<p>併せて、この区域を「景観保全型広告物整備地区」に指定し、広告物の色彩等について定め、景観と調和した質の高い広告物の誘導を図ろうとするものです。</p> <p>指定の時期は、今後、地元の理解も得たうえで、鉄道開業の半年前、電車の試運転が始まる頃までにと考えています。</p> <p>まず、市街化区域を禁止地域としない理由ですが、印旛村の市街化区域は、土地区画整理予定地で第1種低層住居専用地域に指定されています。また、成田市域はすでに市街地が形成され、商業施設周辺には多数の広告物が立地し、生活情報源としての役割を果たしていること等を考慮したものです。</p> <p>また、禁止地域の幅を片側500mとしたのは、成田市内での指定実績があり、かつ、県内では最大の指定幅であること、また、現地調査の結果、500m離れば看板の存在が気づきにくくなること等が理由です。</p> <p>資料の写真にある看板は、縦3m、横5mくらいで許可地域での最大値の半分くらいの面積のものですが、500m離れると周りの風景に溶け込み、看板の位置がわかりにくくなっているのがお分かりかと思います。</p> <p>次に、展望できる区域とは何処かということですが、禁止区域を展望できる区域に限るのは条例によるところですが、展望できる区域とは、「自然の地形により視線が遮られる場所は展望できる区域に含まないが、防音壁やビル等の人工の営造物により遮られる場所は展望できる区域に含まれる。」との見解が国土交通省から示されていますので、これに倣い運用することになります。</p>

発言者	内容
事務局	<p>併せて「景観保全型広告物整備地区」を指定します。</p> <p>景観保全型広告物整備地区とは、良好な景観を保全するため、広告物の整備を図ることが特に必要と認められる区域を知事が指定し、広告物の大きさ等に加え色彩やデザイン等に関することを努力義務として規定し、周辺景観と調和した広告物の誘導を図ろうとするものです。</p> <p>対象地域は禁止地域と同様ですが、こちらは市街化区域も含めて指定したいと考えています。</p> <p>基本方針は自然環境と調和した広告物の誘導と、景観に配慮したまちづくりの誘導としています。具体的な項目として、派手な色使いの制限、動光や点滅の制限、統一感のあるデザインを求めています。併せて、市街化調整区域だけに適用する基準として、自然景観との調和を図るため屋上広告と高さ5 m以上の独立広告物について制限したいと考えています。</p> <p>なお、これらの規制は自然公園区域ではすでに高さを5 mに制限していることや、列車の窓からすぐ近くに広告物が見えないようにすることを念頭に置いています。</p> <p>3ページ目からは、景観保全型広告整備地区の具体的な案ですが、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上が規制誘導方策案の概要です。</p> <p>次に、地元住民への対応状況について申し上げます。</p>

発言者	内容
事務局	<p data-bbox="392 367 1366 667">この案をベースに2月下旬に地元説明会を開き、住民の意見を聞きました。市や村の広報への掲載に加え、関係地区には回覧板を回しましたが、出席者は成田会場で7名、印旛会場で5名でした。屋外広告物そのものが住民にはなじみが薄く、関心を持っていただけなかったのかなとも思っています。</p> <p data-bbox="392 694 1366 927">席上、大きな反対はありませんでしたが、地権者の中には看板設置による土地活用への期待もあるようで、一部に難色を示す意見も出ました。引き続き、趣旨を丁寧に説明するなどして理解を得ていきたいと考えています。</p> <p data-bbox="392 1021 1366 1254">また、禁止区域の指定により、現在ある広告物に不適合になるものが50数件出てきますが、今後、施主にこの趣旨をご理解いただき、許可の更新時に改善していただくよう努めて行きたいと考えています。</p> <p data-bbox="424 1348 826 1384">以上で、報告を終わります。</p>

発言者	内容
北原会長	<p>どうもありがとうございました。「成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の規制誘導方策について中間報告をしていただきましたが、何か御質問や御意見があります委員の方が いらっしゃいましたらお願いします。</p>
岩木委員	<p>今回のご提案の成田新高速鉄道沿線の屋外広告物規制誘導（案）につきまして一言申し上げます。</p> <p>第一にこの沿線を全部全域に指定区域にすると、住民の方、また就業者の方につきましては、単に500mという理由で規制の網がかかるということは、かえって、日々の生活及び業務に大変な不便をかけるということではないでしょうか。</p> <p>むしろ、現行の規制での範囲内で、より厳格な運用をしまして、撤去することもあり得るといような厳しい運用の方が良いのではないかという風に思っております。</p> <p>第2としまして、本案が他の地域に波及する懸念をもっています。本規制案は空港という対象がございまして、良好な景観の保全が必要ということは十二分に理解しております。</p> <p>しかしこの条例の成立が千葉県他の政令指定都市に波及しまして、規制という空気を醸成し、醸し出しまして、節度ある就業活動を過度に規制するということを、大変に懸念しています。</p> <p>以上でございますが、今後の対応につきましては、本組合に持ち帰りまして、次回の審議会に申し上げたいと思っております。以上です。</p>

発言者	内容
北原会長	はい、どうも。ご意見ということでよろしいですか。
岩木委員	要望です。組合としての考え方をお伝えしました。
北原会長	これについて県として何かございますか。
事務局	<p>県全体で一律500mの範囲をこれからやろうというところまでは、現在考えていませんけれども、やはりこれからのまちづくり、あるいは景観形成という二つの面で、良好な景観とまちづくりというものを調和させていくということになれば、やはり商業活動というものと調和をした形での屋外広告物の誘導というものは、やはり何らかの形で必要なのかなという気もいたしております。</p> <p>ただ、やはりここは印旛沼自然公園区域とその周り、それからいわゆる国際空港、国際都市というところがございますので、ちょっと県内ではある意味特別という言い方がおかしいのですけれども、かなりグレードの高い景観を保っていかなければならない区域ではないかなということは思っております。</p> <p>ご指摘のとおり屋外広告物と、やはり商業活動の中での位置づけと言うものもございますので、そういう意味合いも含めまして、実は今回も市街化区域内の中をどうしようかという議論の中で、やはり商業活動との調和ということになりますと、市街化区域まで一律禁止地域にするのは如何なものかということでございまして、今回はずしたという経過がございます。</p>

発言者	内容
北原会長	<p>従来の東関道とかそういった沿線はどういう扱いになっていますか。館山道とか。</p>
事務局	<p>結局、従来、たとえば東関道は500mで一律かけています。ですから、その場合どうなるかといいますと、先ほど申し上げましたように、自家用広告物というのは、ある程度大きさは小さくなりますけれども、自己の活動については必要最小限度の許容をしておるということで、どちらかというとな野立ての看板を排除すると申しますか、そちらの方が主眼かなという風に思っております。</p>
北原会長	<p>岩木さんのご懸念も理解できるのですが、とくにこれまでの東関道等に較べて、厳しいということではなく、むしろ現況と齟齬をきたさないような形で禁止地域からはずしているということもあるようですので、その辺も十分お伝えいただいて御意見をまた承ればと思います。</p>
岩木委員	<p>もう一ついいでしょうか。</p> <p>この写真で印旛沼を表現しているものはすごくきれいなのですが、こういうことは禁止地域でお願いしますが、それが商業区域に関しましては、出来得ればはずしてほしい、そういう風におもうのですけれども。</p> <p>将来商業活動が活発になりまして、ずっと禁止区域になりますと影響が大きいのかなと。</p>

発言者	内容
事務局	<p>ご要望は承りますし、そういうところが商業地域、いわゆる計画的なまちづくりというのが、市街化調整区域ですので、おそらく前提になると思うのですね。</p> <p>そこで計画的なまちづくりの中で、別な屋外広告物の誘導方策など、色々な併せ技の中では、これが未来永劫絶対動かせないというものでもないと思っておりますので、やはり、時代とともに変わっていく部分もあってよろしいかと思っております。</p>
篠原委員	<p>参考ということで頂きました綴資料と500mとはどういう風にリンクしているのでしょうか。この位置関係が良くわからないのですが。</p>
事務局	<p>まず、500m以内との位置関係ということなのですが、最大幅でも500mかなということで、500mのエリアとして、真ん中へんに二重線で書いてあるのが鉄道位置でございまして、それから外に100mピッチで書いてあります。</p>
篠原委員	<p>このいただいた地図は、成田新高速鉄道の千葉ニュータウンから成田空港までの区間、その中でということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
篠原委員	<p>いまここにプロットしてある赤いものが違反のものというか、指定エリアをかけるとすると、条例違反になる恐れがあるものがこれだけの数があるということでしょうか。</p>

発言者	内容
篠原委員	<p>もう一点なんですけれども</p> <p>それぞれ説明会のときに、7名と5名の方がいらっしまったということなんですけれども、出席者はどのような方、居住者であるからいらっしまったのでしょうかけれども、ここで何らかの商業活動をやっている方とか、全く関係ないとか、そういう属性はどういう方でしょう。</p>
事務局	<p>ほとんどが、沿線に土地を持っておられる方でございます。</p> <p>ですから具体的に鉄道あるいは道路に土地のかかって、すでに買収が終わっている方々ですとか、これから買収に入られる方だとか、という方が多ございました。</p> <p>一部には一般の方もいらっしまして、そういう方は逆に、見える限り規制はできないのですかと、要は良い景観を守るためには構造物はない方がいいですねと、そういうようなご意見の方もいらっしました。</p>
北原会長	<p>他に御意見はありませんか。橋本委員どうぞ。</p>
橋本委員	<p>私からは質問ではなくて、意見を述べさせていただきます。</p> <p>良好な都市景観というのはまちの財産だと思います。そういう点では千葉は少し遅れているかなという風に感じています。</p> <p>ここで議論されているようなある程度の屋外広告物の規制は将来美しい街並みをつくる上ではある程度必要なのかと考えています。</p> <p>まわりを見ましても、例えば京都の街並みとか世界遺産に認定さ</p>

発言者	内容
橋本委員	<p>れています白川郷の合掌造りなどは、非常に厳しい規制の中で、美しいまちをつくっておりますけれども、それは、商業の繁栄に反しているとは逆で、そういう美しいまちがある意味では観光客を呼べるなどということもあると思いますので、規制も必要と感じます。</p>
北原会長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>地域の財産としての景観をどう守っていくか非常に重要なことだと思います。それと同時に適正に情報を出していくことをある意味ではなりわいに行っている方たちとの利害の調整も必要なのかなあと気がいたします。</p> <p>そういう点を十分にこれから最終的な段階に向けて事務局の方で調整をしていただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
齊藤代理	<p>質問ですが、整備地区指定の主な事項ということで、派手で際立った色彩とか、簡潔な表示とかあるのですが、実際の運用に当たっては何かマニュアルのようなものを、主観で判断するのではなくて、何かこう、統一的な運用というものはできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>結局これをブレイクダウンした具体的なガイドラインみたいな、そういったものを運用上はつくっていくことになります。</p>
北原会長	<p>色彩に関しては、最近景観のところをよくやっておりますけど、明度彩度あたりの幅を決めていくことになるのかと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>

発言者	内容
指簇委員	<p>橋本委員もおっしゃったのですけれども、私はこうやって写真を見てて上の3枚など、是非こういう風景を守っていただきたいと思う。</p> <p>私たち消費者は、風景を守れ守れといいますけれども、実際の地権者にとっては確かに相続とかいろんな問題がありまして、大変なことだと思うのですけれども、そこでいつも並行線になると思うんですけど、そこで何とか県、市町がこういった景観を保てるような方向を、長い目で見て守れるようにしていただきたいなあと思います。要望です。</p>
北原会長	<p>よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p>
篠原委員	<p>最も景観を壊しているのは、実はこの高速鉄道と道路なのではないかと思われるのですが、</p> <p>そうすると、居住者の立場に立ってみると、突然それが通り、その周りを禁止地域に指定されるというのは、かなり地元に住んでいる人間にとっては、不愉快だろうなという気がします。</p> <p>反対の立場に立つと、イオンの看板は大きくないと見えないと思うわけです。</p> <p>国の顔というものもありますけれども、居住者、生活者の視点ということ考えると、市街地にだけ大きな看板があればよいわけではなく、適切にそこに導いていくような看板も必要であって、そのあたりも考慮に入れて、当然この景観を守っていかなければならない、</p>

発言者	内容
篠原委員	<p>高速道路に沿って野立ての看板がバンバン立つような状況は是非避けなければならないのですけれども、一方で500mという話がありましたけれども、きめ細かく、そこに居住している方々の目線でもとらえていただければよいかなという気がします。要望です。</p>
北原会長	<p>できるかなと思っていた意見がでましたが、やはり土木構造物が出てくるときのダメージというものはどうしてもありますね。これは地域の皆さんが納得できるような形で、構造物の方の修景もきちんとやりながら、ご理解をいただいでいくことが必要だと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>それでは本日ご欠席されている電通の鴨藤委員からご意見をお寄せ頂いていますので、事務局の方から紹介ください。</p>
事務局	<p>電通の支社長さんから文書がでておまして、</p> <p>今回の規制誘導方策（案）について、一番は、概ね賛同をいただいているということでございまして、やはり、この地域は空港から来た方の、最初に目にする日本の第一印象であるということでございまして、こういった方策、事項というものは概ね賛同できるというご意見を頂いております。</p> <p>私どもでも、先ほどご説明いたしましたとおり、こういった考え方の下に、これからも地域の皆様それぞれお立場がございまして、ご意見あると思いますが、理解を深めていきたいと考えています。</p>

発言者	内容
事務局	<p>それから、二番目の派手とか簡潔の解釈についてでございますが、やはりここではこういう漠然とした表現にならざるを得ないということでございます。</p> <p>これは先ほど齊藤代理からお話がありましたとおりに、私ども具体的にはガイドラインを作りまして運用させていただきたいと思っております。</p> <p>それから、個人的にはイオンの看板について云々ということでございますが、これはたまたま例にとったのが実はイオンの看板でございますして、大きさや場所がよかったというだけで、良いデザインとか悪いデザインとか、そういう代表選手で選んだものではございませんので、たまたまあったということでございます。決して、私どもでもこのイオンの看板がデザインが悪いとそのようなことを思っているわけではないということでございます。</p> <p>ただ実際の野立て看板等のサイズがまちまちで統一性が無いということがございます。</p> <p>これは、鴨藤委員のご指摘のとおりでございますので、私どもでも、景観保全型の中で、出来れば、中々会社によつてのサイズを統一するというのも難しいことかも知れませんが、何とかこういう風に努力をしていきたいと考えているところでございます。</p>
北原会長	<p>それでは本日は中間報告ということですので、今日皆様から頂いたご意見を事務局のほうで十分に咀嚼していただいて、また県民の皆様のご意見を頂きながら、そして何よりも地域の皆様、(説明会</p>

発言者	内容
北原会長	<p>出席者が)併せて十数人ということですので、多くの皆様にごうことを今考えているということをお話して、ご意見を頂きながら検討していただければと思います。</p> <p>お願いします。</p> <p>それでは、次に、議題(2)「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定告示の規定の整備について」ですが、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>では、禁止地域等の指定告示の規定の整備について報告します。</p> <p>資料 2 をご覧ください。</p> <p>道路や鉄道の沿線に禁止地域等を定める際には、路線の名称、区間の起終点及び区域の幅を告示していますが、昨年4月に勝浦の市街地をバイパスする勝浦有料道路が、10月に松戸市と埼玉県三郷市を結ぶ松戸橋有料道路が無料化され、道路名称が変更されました。これに伴い、屋外広告物条例に係る告示との整合を図るため規定を整備したもので、制限内容に変更ありません。</p> <p>告示の内容や道路の位置等については記載のとおりです。</p> <p>なお、今後も、内容の変更を伴わない規定の整備は、このように処理させていただきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>

発言者	内容
北原会長	<p>説明いただきましたように、禁止地域等の指定の規定の整備で道路の名称が変わったので告示の文章も変わるということだそうですが、かなり形式的なことかと思えますけど、御質問、御意見がございましたらお願いします。</p> <p>意見もないようですが、いかにも審議会的なもののような気がします。これにつきましてはこのとおり改正後の文章でこれは、新たに告示のようなことをするのですか。</p>
事務局	<p>説明がもれたかもしれませんが、ご報告ということで事務局の先行でやらせていただきました。と申しますのは、これをやっておかないと告示の有効性を問われてもう有料道路でないから告示と違うではないかという人が出かねませんので速やかに処理させていただき事後報告ということでございます。</p>
北原会長	<p>質問なども出尽くしたようです……</p> <p>まとめますと、本日は議事として2つございましたが1番目の「成田新高速鉄道」関連のものにつきましては今後パブリックコメント等広く、広く県民の皆様の御意見を伺った後、正式な案として審議会へ諮問をすることのようです。</p> <p>次回の審議会はいつ頃ですか。</p>
事務局	<p>地元の御理解をいただくということが私ども最大の使命でございます。業界団体を含めましてのコンセンサスをできるだけ早くとって、時期をみて開かせていただければと考えております。</p>

発言者	内容
北原会長	半年後くらいですか。
事務局	告示の時期もありますので、あわせて決めたいと思います。
北原会長	<p>次回審議会の開催は、数ヶ月後という感じですね。</p> <p>それまで、今日の間報告の案を持ち帰り目を通していただいて組織の代表の皆様は、組織としてご検討いただいていると異論もあると思うのですが建設的な提案をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>今後ともよろしく願いいたします。それでは、その他事務局から何かございますか。</p>
事務局	特にありません。
北原会長	<p>それでは、以上を持ちまして第33回千葉県屋外広告物審議会を閉じさせていただきます。</p> <p>会議の進行に御協力いただきましてありがとうございました。</p>
事務局	<p>北原会長、委員の皆様、お疲れ様でございました。</p> <p>では、これもちまして、「第33回 千葉県屋外広告物審議会」を閉会とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。</p>